

業務指示書

ガーナ国アフリカ諸国電力技術者養成プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限： 2013年6月26日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第二課 南雲 孝雄 Nagumo.Takao@jica.go.jp

質問に対する回答： 2013年7月1日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員にはなれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人(外資系を含む。)に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：電力分野に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

() (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

(2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

(3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（ガーナ 及びその他 全途上国）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年7月5日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(GHS1 = 51.009 円 , US\$1 = 101.03 円 , EUR1 = 131.21 円)

第8 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/研修計画
配電計画/設計
配電系統運用

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

47.15 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年7月18日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の経験・能力

②本件業務の実施方針

③業務主任者及び業務従事者の経験・能力

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

第9 その他

1 貸与資料

機構が貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。また、プロポーザル提出時に必ず返却して下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

- (1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じから紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

●契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

●打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

●打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

- 〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

●変更により契約金が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(7)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(7)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(7)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(7)精算時戻入

【留意事項】

・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

ガーナ国アフリカ諸国電力技術者養成プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制 (本邦/現地)	4.00	
2. 本件業務の実施方針	(30.00)	
(1) 業務指示書の理解度	3.00	
(2) 業務方針的確性	7.00	
(3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等	9.00	
(4) プロジェクト運営・技術移転計画(専門家、機材、研修員受入等)の妥当性	11.00	
(5) 事前のカリキュラム・テキスト作成等国内作業計画の妥当性		
(6) 業務主任者によるプレゼンテーション(業務方針的確性、現実性等)		
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1)業務主任者の経験・能力 総括/研修計画	(30.00)	(24.00)
イ 類似業務の経験	12.00	10.00
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	3.00	2.00
ハ 語学力	5.00	4.00
ニ 業務主任者としての経験及び評価	6.00	5.00
ホ その他学位、資格等	4.00	3.00
ヘ 業務主任者によるプレゼンテーション (専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等)		
2)業務管理グループの管理体制	-	(6.00)
イ 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力	(30.00)	
1) 担当事項：配電計画/設計	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
2) 担当事項：配電系統運用	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
3) 担当事項：	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
4) 担当事項：	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2章 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

ガーナ国政府は「Ghana Vision 2020」で電力供給を最優先課題として位置づけ、2010年策定の国家エネルギー政策(National Energy Policy)では、現在の約70%から2020年までに電化率100%(500人以上の村落)を目指している。しかしながら、順調に伸び続ける電力需要に対して供給量が追いついていない上、施設の老朽化や維持管理不足による電力供給障害も頻発している。このような中、ガーナ政府は上記政策の下で電力分野での具体的な戦略・開発計画として、新たな電源開発や送配電網の増強を優先課題とし、2015年までにシステムロス率を25%から18%に減少させるべく配電網の改善・近代化を進めている。また、これらの設備を効果的に運用・維持管理する電力技術者の養成も喫緊の課題となっている。

ガーナ国の配電については北部4州の配電をボルタ河北部地域配電公社(Volta River Authority-Northern Electricity Distribution Company: VRA-NEDCo)が、南部6州の配電をガーナ電力公社(Electricity Company of Ghana: ECG)が担っている。また、配電に係る技術研修はECGが独自に保有するECG研修センターにおいて実施されており、同センターが本件のカウンターパート(以下、C/P)となる。

同センターは通常ECGの新人技術者(約40人/年)及び既採用技術者のための研修や、VRA-NEDCoの配電技術者に対する研修も毎年実施している。さらに、West Africa Power Pool(以下、WAPP)¹が主催する研修において、シエラレオネ、リベリア及びガンビア等の周辺国から技術者を受け入れ、研修を実施した実績もある。

ECG研修センターは電力システムの構造や系統保護設備を理解する上で電力設備運転シミュレーター等の有効なシステムを有しているが、設備は老朽化し、質・量ともに不十分であるため、施設の更新が必要である。また、研修ニーズに見合ったカリキュラムの整備や研修コースの策定及び実施を進めることにより、より効率的な国内配電網の運用、さらには効果的な域内連携を推進していく上でも不可欠となる電力技術者の育成体制を強化していく必要がある。

電力技術者向けの研修拠点を有するガーナ国においてその体制を一層強化することは、ガーナ国内だけではなく周辺国の電化率向上に留まらず将来的には域内連携にも寄与する。ECGもその知識とスキルを近隣諸国の技術者と共有し、域内の電力供給安定に寄与していく方針を有しており、ガーナ国政府はECG研修センターの研修機能強化の強化を目的とした技術協力プロジェクトの実施を要請した。当機構は本件の必要性・要請の妥当性を確認するために2010年9月に詳細計画策定調査を行い、2010年11月30日にR/D(Record of Discussions)により協力の枠組みに関して合意した。さらに、ガーナ国電力省及びECGはシエラレオネ、リベリア及びガンビアの各配電公社及びその監督省庁とMoU(Memorandum of Understanding)を締結し、ECG研修センターにおける第三国研修への技術員派遣について合意をしている。

¹ ECOWAS加盟国のエネルギー相互補完を目的とし、2000年10月に加盟国間でMOUが締結され、ECOWASにより設立された。ベナン国コトヌに本部を置く。コートジボアール、ガーナ、トーゴ、ナイジェリア、ニジェール、ブルキナファソ、ベナン、マリ、セネガル、ギニア、ギニアビサウ、ガンビア、リベリア、シエラレオネの各国電力公社が参加している。

2. プロジェクトの概要

(1) 上位目標

ECG 及び第三国における配電設備の運転維持管理が向上する。

(2) プロジェクト目標

配電設備の運転維持管理にかかる ECG 及び第三国向け研修能力が強化される。

(3) 成果

- 1 配電設備の運転維持管理の現状が分析され、研修ニーズが把握される。
- 2 ECG 及び第三国向けテクニシャン研修が改善される。
- 3 ECG 及び第三国向けエンジニア研修が実施される。
- 4 ECG 研修センターのモニタリング・管理能力が改善される。

(4) 活動の概要

【成果 1 に係る活動】

- 1-1 ガーナ電力政策、電力計画ならびに地域協力の枠組みのレビュー
- 1-2 ECG ならびに第三国(シエラレオネ、リベリア、ガンビア)の配電設備の運転維持管理の現状と問題点のレビュー
- 1-3 ECG エンジニアとテクニシャンの人材育成の取り組み状況のレビュー
- 1-4 ECG ならびに第三国(シエラレオネ、リベリア、ガンビア)のエンジニアとテクニシャンの研修ニーズの把握

【成果 2 に係る活動】

- 2-1 ECG の既存のテクニシャン研修のレビュー
- 2-2 ECG の研修用資機材の設置
- 2-3 研修教材の改訂
- 2-4 ECG のテクニシャン研修の実施
- 2-5 第三国(シエラレオネ、リベリア、ガンビア)向け研修の実施
- 2-6 研修のモニタリング及びフィードバック

【成果 3 に係る活動】

- 3-1 研修用シラバス、カリキュラム、教材の開発(新規 3 コース)
- 3-2 新規研修施設の整備及び資機材の設置
- 3-3 ECG 研修講師の研修実施能力及び技術の強化
- 3-4 ECG スタッフ向けエンジニア研修の実施
- 3-5 第三国(シエラレオネ、リベリア、ガンビア)向け研修の実施
- 3-6 研修のモニタリング及びフィードバック

【成果 4 に係る活動】

- 4-1 研修のモニタリング・管理能力の分析
- 4-2 改善手法・プロセスの計画作成
- 4-3 ECG の研修モニタリング・管理能力の改善

(5) 対象地域

ECG 研修センター(テナ市)を活動拠点とする。なお、活動の中で実施される研修については、ガンビア国、シエラレオネ国、リベリア国から研修受講者を招聘するため、必要に応じてこれら 3 カ国のターゲットグループ(以下の(6)イ. を参照)に関する調査を行う。

(6) 実施機関及びターゲットグループ

ア. 実施機関

ガーナ電力公社 (Electricity Company of Ghana: ECG)

イ. ターゲットグループ

- (a) ECG 研修センターで訓練指導を行う講師及び研修マネジメントに関わる職員
- (b) ECG 研修センターで研修を受講するガーナ国のエンジニア、テクニシャン
- (c) ECG 研修センターで研修を受講する LEC (Liberia Electricity Corporation)、NAWEC (National Water and Electricity Company: ガンビア国)、NPA (National Power Authority: シエラレオネ国) のエンジニア及びテクニシャン

3. 業務の目的

本業務は、上記 1. に記載した背景を踏まえ、「アフリカ諸国電力技術者養成プロジェクト」に関する R/D (Record of Discussion) に基づき業務(活動)を実施することにより、期待される成果を発現し、「第 3 条 1. (1) 業務期間」に示された期限内にプロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

- (1) 本業務は、2010 年 11 月 30 日に署名された R/D に基づき、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に記載する業務を実施する。
- (2) コンサルタントは本業務の進捗に応じて「7. 成果品等」に示す報告書等を作成し、必要に応じてガーナ国側関係者に説明・協議の上で提出することが求められる。

5. 実施方針及び留意事項

(1) C/P との協働

本プロジェクトの活動拠点はグレーターアクラ州テナにある ECG 研修センターであるが、プロジェクトの成果発現や技術移転を円滑に進めるため、ECG 本社からも必要に応じ講師が派遣される。本件で支援を行う研修は、ガーナ向けテクニシャン研修、ガーナ向けエンジニア研修、第三国向けテクニシャン研修、第三国向けエンジニア研修であり、これらのコースについてはカリキュラムや教材を開発し、技術移転を行う必要がある。コンサルタントは指名された研修講師の技術レベルを見極めつつ、C/P

のイニシアティブを尊重しながら活動を行う。

なお、C/Pは ECG 研修センターのみならず、ECG 本部から派遣される講師も含むものとする。また、コンサルタントは、ECG 講師がより効果的な研修を実施できるようにするため、必要に応じ研修の準備・指導方法や教材改定等に関する指導を行う。

(2) 本邦研修の効果的な実施

本プロジェクトでは、毎年 C/P を本邦研修(カウンターパート研修)に参加させることを詳細計画策定調査時に合意している。同研修では日本の配電技術や技能の紹介、その背景にある配電部門の人材育成方針や内容、集合研修の体系化について理解の促進を図ることを目的とする。右目的を達成するため、コンサルタントはプロポーザルにおいて本研修を実施する意義及び研修で達成する成果に加え、研修実施内容、研修方法及び工程等、具体的事項を提案すること。

なお、本研修は JICA 国内機関が受入れ機関となり研修員の「受入れ」と「研修監理」を行うが、コンサルタントは視察及び関係機関への訪問の調整・運営管理及びプロジェクトの活動進捗に応じた研修目標、研修プログラム案の作成、対象者の人選などの「研修実施」を行なうこと。また、本邦研修の成果が帰国後のプロジェクト活動や展開と関連するようアクションプランの作成指導を行う。その他、国別研修にかかる研修員受入業務の詳細は「コンサルタント等契約における研修員受入事業実施ガイドライン(2012年4月改訂版)」を参照すること。

(3) 研修用 33kV/11kV 変電設備の設置

本プロジェクトにおいて ECG 研修センター内に研修用 33kV/11kV 変電設備を供与し、設置する。変電機器については JICA による調達を予定するが、コンサルタントは JICA 及び C/P と変電設備の設置に必要な技術的検討(設備仕様、据付計画等)を行い、研修用 33kV/11kV 変電設備の設置に関して JICA 及び C/P が行う調達の技術的な補助作業を行う。

近接する 33kV 配電線から ECG 研修センターへの配電線引込み作業と関連する建屋建設については ECG の負担事項となっている。なお、33kV 配電線の引込みにあたっては、工事スケジュールと進捗管理については相互に十分に留意する。

(4) 研修用供与機材

上記の変電設備のほか、技術協力実施のための基盤整備のため、以下の機材供与を計画している。これらの機材については JICA が調達を行うが、コンサルタントは仕様、参考銘柄、見積価格など情報収集し、入札等の発注及び調達監理において JICA による調達を技術的に支援する。

(a) Primary and secondary injection test set

(b) Transformer oil tester

(c) Power quality analyzer

(d) Portable cable fault locator

(5) 第三国研修の実施

本プロジェクトでは MoU に基づき、シエラレオネ国、リベリア国、ガンビア国からの技術者に対し、

ECG 研修センターにおいて研修を実施する。エンジニア向け研修は第 1 年次に、テクニシャン研修は第 2 年次に実施予定である。各研修の最後には研修員のアクションプラン作成支援を行うとともに、次年次には研修成果の取りまとめを行うこととする。

なお、エンジニア向け研修及びテクニシャン向け研修については 1 回のコースにつき、各国から最大 10 名(計 30 名/コース)の受講生、また 1 コースにつき約 3 週間の研修期間を想定している。また、シエラレオネ国においては JICA による技術協力プロジェクトとして「電力供給設備維持管理のための能力向上プロジェクト」を実施中であるため、同プロジェクトの関係者とも連携を図りながら研修の調整を行うこととする。

(6) 直営専門家との協働

本件では、本業務実施契約とは別途、業務調整及び研修管理を行う専門家を本件開始 2 ヶ月後から案件終了までを目処に JICA 直営で備上する予定である。直営専門家の主な業務は、研修運営面の支援及び JICA 直営で行う業務(経理・機材調達・庶務、第三国研修に付随する C/P との調整・研修員及び研修員所属機関との連絡・移動手配・その他諸連絡・調整業務)となっている。コンサルタントは成果を最大限に発揮できるよう、コンサルタントの業務分掌を十分に踏まえ、協議・調整を綿密に行う。

(7) プロジェクト評価指標の検討・設定

C/P 及び 3 カ国の現状と課題を把握した上で PDM の指標についての具体的な数値を検討し、JICA と相談の上、ガーナ側と合意する。また、業務実施計画書の内容を踏まえ、必要に応じて PO を改訂し、ガーナ側と合意する。

加えて、先方の要望や技術に応じて、本プロジェクトの活動内容を柔軟に見直していくものとする。さらに、コンサルタントはプロジェクト全体の進捗や成果の発現状況を常に把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について適宜 JICA に提言を行う。

(8) 合同調整委員会(JCC)

本プロジェクトの進捗状況を確認し課題を協議するために、エネルギー省次官を議長とした合同調整会議(JCC)を最低年 1 回開催する。コンサルタントは本委員会を活用して本プロジェクトの適切な管理に努めるとともに、C/P の意思確認については JCC 議長であるエネルギー省次官に行う。

(9) 国内及び現地での会議

コンサルタントは、本業務に関連し開催される国内及び現地での会議への出席、会議資料及び議事録の作成・提出を、ガーナ国側担当者とは協力しつつ JICA の指示に従い行う。また、会議を円滑に進めるために、必要に応じ視聴覚機材等の活用を図り、問題事項や方針等の要点を明瞭かつ簡潔に説明するよう留意する。

(10) 中間レビュー調査及び終了時評価調査への協力

JICA は 2015 年 5 月頃に中間レビュー調査、2016 年 1 月頃に終了時評価調査を予定している。両調

査に関してコンサルタントは、実施した技術移転の成果、目標達成度、業務実績等について具体的データをを用いて整理し、調査の準備及び実施に協力する。

(11) 他ドナー及び WAPP からの情報活用

必要に応じてガーナにて電力分野の協力を実施する他ドナー（世界銀行、欧州連合、アフリカ開発銀行、フランス開発庁、ミレニアムチャレンジ公社(MCC)等）や WAPP からの情報収集を行い、プロジェクト活動に活用する。

(12) 広報活動

業務実施にあたっては、本協力の意義、活動内容とその成果を我が国及びガーナ国の国民各層及び他の援助機関に正しく理解し、積極的に情報発信することが求められる。また、必要に応じて JICA の広報活動に協力する。

6. 業務の内容

(1) 本業務で求められる成果と活動概要

ア. 本契約業務が達成すべき成果は上記2. (3)に示されたとおりである。

イ. 各年次に実施が求められる活動は以下のとおりである。

【第1年次契約期間:2013年8月～2014年7月】

[成果1に係る活動]

- 1-1 ガーナ電力政策、電力計画ならびに地域協力の枠組みのレビュー
- 1-2 ECG ならびに第三国(シエラレオネ、リベリア、ガンビア)の配電設備の運転維持管理の現状と問題点のレビュー
- 1-3 ECG エンジニアとテクニシヤンの人材育成の取り組み状況のレビュー
- 1-4 ECG ならびに第三国(シエラレオネ、リベリア、ガンビア)のエンジニアとテクニシヤンの研修ニーズの把握

[成果2に係る活動]

- 2-1 ECG の既存のテクニシヤン研修のレビュー
- 2-2 ECG の研修用資機材の設置
- 2-3 研修教材の改訂
- 2-4 ECG のテクニシヤン研修の実施
- 2-5 第三国(シエラレオネ、リベリア、ガンビア)向け研修の実施
- 2-6 研修のモニタリング及びフィードバック

[成果4に係る活動]

- 4-1 研修のモニタリング・管理能力の分析
- 4-2 改善手法・プロセスの計画作成

4-3 ECG の研修モニタリング・管理能力の改善

【第 2 年次契約期間:2014 年 9 月～2015 年 8 月】

[成果 2 に係る活動]

2-6 研修のモニタリング及びフィードバック

[成果 3 に係る活動]

3-1 研修用シラバス、カリキュラム、教材の開発(2 コース)

3-2 新規研修施設の整備及び資機材の設置

3-3 ECG 研修講師の研修実施能力及び技術の強化

3-4 ECG スタッフ向けエンジニア研修の実施

3-5 第三国(シエラレオネ、リベリア、ガンビア)向け研修の実施

3-6 研修のモニタリング及びフィードバック

[成果 4 に係る活動]

4-1 研修のモニタリング・管理能力の分析

4-2 改善手法・プロセスの計画作成

4-3 ECG の研修モニタリング・管理能力の改善

【第 3 年次契約期間:2015 年 10 月～2016 年 7 月】

[成果 2 に係る活動]

2-6 研修のモニタリング及びフィードバック

[成果 3 に係る活動]

3-1 研修用シラバス、カリキュラム、教材の開発(1 コース)

3-3 ECG 研修講師の研修実施能力及び技術の強化

3-4 ECG スタッフ向けエンジニア研修の実施

3-6 研修のモニタリング及びフィードバック

[成果 4 に係る活動]

4-1 研修のモニタリング・管理能力の分析

4-2 改善手法・プロセスの計画作成

4-3 ECG の研修モニタリング・管理能力の改善

(2)作業方法及び作業工程

【第 1 年次契約期間:2013 年 8 月～2014 年 7 月】

ア. 業務実施計画書の作成と協議

本プロジェクトにかかる既存資料及び詳細計画策定調査報告書等を踏まえ、プロジェクトの全体像

を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画などを業務実施計画書に取りまとめる。
なお、作成にあたってはガーナ側関係者と協議・意見交換を行い、プロジェクトの全体像を共有する。

イ. ガーナ国及び第三国のニーズ確認調査

(a) 現状と課題の確認

既存資料及び詳細計画策定調査報告書等を踏まえ、ECG 及び第三国(シエラレオネ、リベリア、ガンビア)の現状について確認を行い、問題及び課題の抽出と分析を行う。課題の抽出に当たっては必要に応じ、C/P と共に 3 カ国の現地を訪問し、現場の状況を調査する。

(b) 研修ニーズの取りまとめ

調査結果を踏まえ研修ニーズとして取りまとめ、その内容を C/P 及び JICA 事務所へ報告する。

ウ. PDM(Project Design Matrix) 及び PO (Plan of Operation) の検討及び改訂

C/P 及び 3 カ国の現状と課題を把握した上で PDM の指標についての具体的な数値を検討し、JICA と相談の上、ガーナ側と合意する。また、業務実施計画書の内容を踏まえて、必要に応じて PO を改訂し、ガーナ側と合意する。

エ. テクニシャン研修

(a) 現状と課題の確認

ECG 研修センターは通常、毎年 2 回の新人研修を実施しているため、相応の知識と経験を有している。これを踏まえ、コンサルタントは既存の資料及び設備・機材の確認を行う。C/P から要請されている設備及び機材については、第 2 条 5. (3) 及び(4)に従い JICA 及び C/P による調達支援を行う。

(b) ガーナ向けテクニシャン研修の計画策定と実施

第三国のニーズ確認調査結果及び ECG 研修の年間スケジュールを勘案した上で、ガーナ向けテクニシャン研修を計画・指導する。計画段階では C/P と協調してテクニシャン研修にかかるカリキュラム及び教材の作成を 1 回、改訂を 1 回行う。また、講師への技術指導、コースのモニタリング及び改善指導も併せて行う。

(c) 第三国向けテクニシャン研修の計画策定と実施

ECG 研修の年間スケジュールを勘案した上で、第三国向けテクニシャン研修の計画・指導する。計画段階では C/P と協調してテクニシャン研修に関するカリキュラム及び教材の作成を 1 回、改訂を 1 回行う。また、講師への技術指導、コースのモニタリング及び改善指導も併せて行う。

さらに、研修の中でアクションプランを策定させ、帰国後、参加者が主体的に研修内容を日常業務に取り入れることができるよう配慮する。また、アクションプランの実施状況に関するフォローを行い、次年度活動で行う成果の取りまとめに反映する。

オ. 研修実施体制及びモニタリング体制整備

人材育成における研修の位置付けや研修実施体制及びモニタリング体制については、十分に整備されていないのが現状である。これを受け、現状における課題の抽出及び問題点の分析を行う。また、分析結果を踏まえ、研修管理・モニタリング手法及び手続きにかかる実施計画を策定する。

カ. 研修用 33kV/11kV 変電設備及び研修用供与機材の調達支援

研修用変電設備機材及び供与機材の調達について、仕様・数量確認、見積り取得・算出、据付工事モニタリング、納品検査(場合によっては次年度)、竣工検査(場合によっては次年度)等を行い、JICA による調達作業を支援する。また、ECG の負担事項(研修用変電所に関する建屋建設、配電線引込み作業)の作業進捗確認を行い、必要に応じて作業促進支援を行う。

キ. 本邦研修の計画・実施

本プロジェクトでは、約 10 名の C/P に対する本邦研修(2~3 週間)を実施する。コンサルタントは、配電技術や技能の紹介、配電部門の人材育成方針や内容ならびに集合研修の体系化を内容とした研修カリキュラムを JICA 及び C/P と相談しながら企画立案し、JICA 及び C/P に報告する。

また、実施案に基づき本邦研修を実施する。なお、研修中には C/P が独自に実施可能な、現実的な内容のアクションプランを作成するよう指導することに留意する。

ク. プロジェクト業務進捗報告書の作成

第 1 年次活動期間の中間時及び終了時において、当時期までのプロジェクト活動内容をプロジェクト事業進捗報告書として取りまとめる。同報告書は、JCC で報告するものとする。内容については、「7. 成果品等」を参照のこと。

【第 2 年次契約期間:2014 年 9 月~2015 年 8 月】

ア. エンジニア研修

(a) ガーナ向けエンジニア研修の計画策定と実施

ECG 研修の年間スケジュールを勘案した上で、ガーナ向けエンジニア研修のうち「システム保護・運用」及び「配電計画」を1回ずつ計画・指導する。計画段階では C/P と協調して上記2つの研修毎にカリキュラム及び教材の作成を1回、改訂を1回行う。また、講師への技術指導、コースのモニタリング及び改善指導も併せて行う。

(b) 第三国向けエンジニア研修の計画策定と実施

ECG 研修の年間スケジュールを勘案した上で、第三国向けエンジニア研修を計画・指導する。計画段階では C/P と協調してエンジニア研修に関するカリキュラム及び教材の作成を1回、改訂を1回行う。また、講師への技術指導、コースのモニタリング及び改善指導も併せて行う。

さらに、研修の中でアクションプランを策定させ、帰国後、参加者が主体的に研修内容を日常業務に取り入れることができるよう配慮する。また、アクションプランの実施状況に関するフォローを行い、次年度活動で行う研修成果の取りまとめに反映する。

(c) 研修講師の育成

担当講師の評価を行い、OJTを活用してカリキュラム及び教材の策定を講師と協同で実施する中で、講師の技術的知識の向上を達成する。

イ. 研修実施体制及びモニタリング体制改善

第1年次活動及び第2年次活動の課題・教訓を踏まえ、必要に応じて研修実施体制及びモニタリング体制の改善を行う。

ウ. 第三国研修成果の取りまとめ

第1年次活動で実施したテクニシャン向け第三国研修の参加者の活動状況を把握し、成果の取りまとめを行う。

エ. 研修用 33kV/11kV 変電設備及び研修用供与機材の調達支援と運用支援

(a) 調達支援

研修用変電設備機材及び供与機材の調達について、納品検査(場合によっては前年度)、竣工検査等(場合によっては前年度)を行い、JICAによる調達作業を支援する。また、ECGの負担事項(研修用変電所に関する建屋建設、配電線引込み作業)の作業進捗確認を行い、必要に応じて調達・据付作業の促進を行う。

(b) 運用支援

ECGでは33/11kV変電所が一般的に使用されているものの、研修の観点からこれらを使用した経験は有していない。そのためコンサルタントは、33/11kV変電所設備の運用方法について研修及び安全管理の双方の観点から十分に検討を行い、C/Pに対する指導を行う。

オ. 本邦研修の計画・実施(継続)

本プロジェクトでは、約10名のC/Pに対する本邦研修(2~3週間)を実施する。コンサルタントは、の配電技術や技能の紹介、配電部門の人材育成方針や内容ならびに集合研修の体系化を内容とした研修カリキュラムをJICA及びC/Pと相談しながら企画立案し、JICA及びC/Pに報告する。

また、実施案に基づき本邦研修を実施する。なお、研修中にはC/Pが独自に実施可能な、現実的な内容のアクションプランを作成するよう指導することに留意する。

カ. プロジェクト業務進捗報告書の作成(継続)

第2年次活動期間の中間時及び終了時において、当時期までのプロジェクト活動内容をそれぞれプロジェクト事業進捗報告書として取りまとめる。内容については、「7. 成果品等」を参照のこと。

【第3年次契約期間:2015年10月~2016年7月】

ア. ガーナ向けエンジニア研修の計画策定と実施(継続)

ECG研修の年間スケジュールを勘案した上で、ガーナ向けエンジニア研修のうち「配電設計」を計画

し、1回実施する。計画段階ではC/Pと協調して上記2つの研修毎にカリキュラム及び教材の作成を1回、改訂を1回行う。また、講師への技術指導、コースのモニタリング及び改善指導も併せて行う。

イ. 研修モニタリング体制の改善(継続)

第2年次に引き続き、整備された手法及び手続きを活用し、研修実施・モニタリング体制の見直し・改善を行う。

ウ. 本邦研修の計画・実施(継続)

本プロジェクトでは、約10名のC/Pに対する本邦研修(2~3週間)を実施する。コンサルタントは、の配電技術や技能の紹介、配電部門の人材育成方針や内容ならびに集合研修の体系化を内容とした研修カリキュラムをJICA及びC/Pと相談しながら企画立案し、JICA及びC/Pに報告する。

また、実施案に基づき本邦研修を実施する。なお、研修中にはC/Pが独自に実施可能な、現実的な内容のアクションプランを作成するよう指導することに留意する。

エ. 第三国研修成果の取りまとめ

第2年次活動で実施したテクニシャン向け第三国研修の参加者の活動状況を把握し、成果の取りまとめを行う。

オ. プロジェクト事業進捗報告書の作成

第3年次活動期間の中間時において、当時期までのプロジェクト活動内容をそれぞれプロジェクト事業進捗報告書として取りまとめる。内容については「7. 成果品等」を参照のこと。

カ. プロジェクト事業完了報告書の作成

第3年次の中間時及び終了時において、プロジェクト期間全体を通じた活動内容をプロジェクト事業完了報告書に取りまとめる。内容については「7. 成果品等」を参照のこと。

【全体契約期間を通じての業務】

・合同調整委員会(JCC)

本プロジェクトの進捗状況を確認し課題を協議するために、エネルギー省次官を議長とした合同調整委員会(JCC)を年1~2回開催する。また、コンサルタントは本委員会を活用し、本プロジェクトの適切な管理・改善に努める。

7. 成果品等

(1) 報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。契約精算に要する成果品は、第1年次プロジェクト事業進捗報告書(第2号)、第2年次プロジェクト事業進捗報告書(第4号)及び第3年次プロジェクト事業完了報告書とする。また、「2. プロジェクト概要」にある成果の達成状況は以下の提出物ならびにプロジェクト評価調査の結果をもって確認する。

なお、成果品の著作権は JICA に帰属し、コンサルタントは JICA の許可なく他に引用または転用してはならない。以下に示す部数は JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意する。

表：報告書の提出時期と部数

年次	報告書名	提出時期	部数など
第 1 年次	業務実施計画書	2013 年 8 月中旬	英文 6 部 和文要約 2 部 報告書 CD-ROM
	プロジェクト事業進捗報告書 (第 1 号)	2014 年 2 月下旬	英文 6 部 和文要約 2 部 報告書 CD-ROM
	プロジェクト事業進捗報告書 (第 2 号)	2014 年 7 月上旬	英文 6 部 和文要約 2 部 報告書 CD-ROM
第 2 年次	プロジェクト事業進捗報告書 (第 3 号)	2015 年 3 月下旬	英文 6 部 和文要約 2 部 報告書 CD-ROM
	プロジェクト事業進捗報告書 (第 4 号)	2015 年 8 月上旬	英文 6 部 和文要約 2 部 報告書 CD-ROM
第 3 年次	プロジェクト事業進捗報告書 (第 5 号)	2016 年 2 月下旬	英文 6 部 和文要約 2 部 報告書 CD-ROM
	プロジェクト事業完了報告書	2016 年 7 月上旬	英文 6 部 和文要約 2 部 報告書 CD-ROM

事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷・電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

(2) 定期報告書

【業務実施計画書】

コンサルタントは、既存資料(詳細計画策定調査資料等)を整理分析し、業務実施計画書(案)を作成し、現地作業開始時に C/P と協議の上、JCC への説明及び内容に関する協議を行う。また、この協議結果を業務実施計画書に反映させ、その内容について JICA の承認を得ることとする。

なお、業務実施計画書には、最低限以下の項目を含めることとする。

- ア： プロジェクトの概要(背景、経緯、目的)
- イ： 業務の基本方針
- ウ： 業務の実施方法(技術移転計画を含む)

- ⑤ 業務工程
- ⑥ 要員配置計画
- ⑦ 業務実施体制(C/P の配置等も含む)
- ⑧ PDM(指標の見直しを含む)
- ⑨ 業務フローチャート
- ⑩ 先方実施機関便宜供与負担事項
- ⑪ その他必要事項

【プロジェクト事業進捗報告書】

コンサルタントは、2014年2月、2014年7月、2015年3月、2015年8月、2016年2月にプロジェクト事業進捗報告書をC/Pと共同で作成し、先方政府及びJCCへの説明・協議を行う。また、報告内容については、最低限以下の項目を含めることとする。

- ① プロジェクトの概要(背景、経緯、目的)
- ② 業務の実施手法(内容、作業フロー、業務実施人月表、当初計画との変更点と理由等)
- ③ 活動内容の進捗
- ④ 技術移転の成果(当該期間の成果達成状況、計画との比較)
- ⑤ 現地業務費使用実績
- ⑥ 次期活動のスケジュールと内容
- ⑦ 相手国との会議議事録、国内における会議議事録等
- ⑧ 業務実施機材の譲渡品目リスト
- ⑨ 収集資料一覧表
- ⑩ その他必要事項

【プロジェクト事業完了報告書】

コンサルタントはプロジェクト終了までに事業完了報告書案を作成し、JCCへの説明及び内容に関する協議を行う。また、この協議結果を踏まえプロジェクト事業完了報告書を修正の上、JCCにてその内容を発表し、JICAの合意を得ることとする。なお、事業完了報告書には概ね以下の項目を含めることとする。

- ① プロジェクトの概要(背景、経緯、目的)
- ② プロジェクトの成果一覧
- ③ 活動実施スケジュール(業務フローチャート含む)
- ④ 投入実績
 - (a) 専門家派遣実績(氏名、指導分野、派遣期間、業務概要等)
 - (b) 研修員受入実績(研修員氏名、研修分野、研修期間、研修先、研修概要等)
 - (c) 供与機材実績(リスト、機材到着日・検収確認日、設置場所、利用・管理状況等)

(d) 現地業務費実績(年度毎の金額実績)

- オ. プロジェクト実施運営上の工夫、教訓
- カ. プロジェクト目標の達成度
- キ. 上位目標の達成に向けての提言
- ク. PDM の変遷(PDM を改訂した経緯がある場合)
- ケ. JCC 開催記録
- コ. 収集資料
- サ. その他必要事項

【業務従事者月報】

コンサルタントは従事した月における月報(JICA 様式)を JICA に提出する。

(3) 技術協力成果品

コンサルタントは以下の技術協力成果品を C/P と共同で作成し、先方政府及び機構に必要部数を提出する。なお、技術協力成果品は C/P との業務実施を通じて随時改訂が必要なことから、プロジェクト終了時に最終版を提出することとし、進捗状況に応じて素案の段階から事業進捗報告書や業務完了報告書等に添付し、関係者の意見を反映する。

【研修ニーズ報告書】-成果 1 に関する成果品

【テクニシャン研修用カリキュラム】-成果 2 に関する成果品

【テクニシャン研修用教材】-成果 2 に関する成果品

【エンジニア研修カリキュラム】-成果 3 に関する成果品

【エンジニア研修教材】-成果 3 に関する成果品

【研修管理手法・モニタリング手続きの手引き】-成果 4 に関する成果品

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

本事業は、2013年8月に開始し、2016年7月末の終了を目処とする。

2. 業務量の目途及び業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

合計 81.15 M/M とし、うち第1年次は 27.9 M/M とする。

(2) 業務従事者の構成

本業務には以下に示す各分野の担当事項を担当する団員が参加することを基本とする。なお、上記の業務量を超えない範囲において担当分野の変更・追加または統合・分離が必要と考えられる場合は、技術移転の観点からの適当な理由をあげ、プロポーザルにて提案する。

- ア. 総括／研修計画
- イ. 配電計画／設計
- ウ. 配電系統運用
- エ. 変電所維持管理
- オ. 研修モニタリング
- カ. 変電設備／機材計画

3. 対象国側の便宜供与

2010年11月30日に書名・交換されたR/Dに基づく。

4. 配布資料等

ア. 配布資料

- (a) R/D
- (b) MoU
- (c) 詳細計画策定調査報告書
- (d) 詳細計画策定調査収集資料
- (e) WAPP 関連資料
- (f) 短期専門家(研修計画)報告書
- (g) 短期専門家(変電維持管理)報告書

5. 供与機材調達

供与機材については、「第2条5.(4)研修用供与機材」に記載のとおりである。

6. 業務用資機材の輸出管理

現地での活動に際し、本邦から携行するコンサルタント所有の資機材のうち、コンサルタントが本邦

に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについてはコンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

7. 安全管理

現地作業期間における安全管理体制をプロポーザルに記載し、安全管理に十分留意する。また、当地の治安状況については JICA ガーナ事務所、JICA シエラレオネフィールドオフィス、JICA リベリアフィールドオフィス、在ガーナ日本大使館、JICA セネガル事務所(ガンビア国を兼轄)、在セネガル日本大使館から十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。

さらに、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は当地の治安状況や移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

以上